

社会福祉法人よつ葉会 役員及び評議員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 社会福祉法人よつ葉会（以下「法人」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給について 必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬を支払う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事及び監事
- (3) 法人が規定する委員会の委員

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。但し、源泉徴収を行うものとし、毎年未までに支給する。

尚、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対し、報酬は支給しないものとする。

- (1) 評議員 一律年額 15,000円
- (2) 理事及び監事 一律年額 15,000円
- (3) 法人が規定する委員会の委員 必要に応じ定めることができる。

(支給の方法)

第4条 役員等の報酬は、年末までに支給するものとし、源泉徴収を行う。

支給は、現金又は口座振り込みとする。

(委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この支給の基準は、平成30年 4月 1日から施行する。